



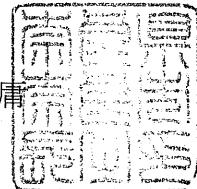
写

別紙様式第2号（第3関係）

平成30年11月19日

奈良市議会議長 東久保 耕也 様

回答者 奈良市長 仲川元庸



文書質問回答票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づく松下幸治議員の文書質問について、次のとおり回答します。

質問事項	学校におけるエアコン整備について ①整備計画の具体的な内容について ②空気清浄対策について ③国の補助金条件が工事への補助となっているが、規制条件の緩和を国に求め、エアコンと空気清浄機一体整備を工事扱いとする裁量を地方に認めることに対する市の姿勢について
回答内容	① 来夏までに、全ての市立幼稚園及び小・中学校の子どもたちが普段使用する教室にエアコンを設置する予定です。 ② 本市の学校施設においては、文部科学省が示す「学校環境衛生基準」に照らして、適切な環境衛生の維持管理に努め、健康的で快適な学習環境の確保を図っているところです。 浮遊粉じん対策やインフルエンザ等の感染症拡大の予防策として、日常における教室の換気や清掃に加えて、各学校施設においては、毎年「学校環境衛生基準」に照らした検査を実施しており、浮遊粉じんや揮発性有機化合物などの検査項目について、基準値を超すような異常がない状況です。 今後も、このような対策を行いながら、子どもたちにとって

健康的で快適な学習環境の確保を図っていきたいと考えています。

③ エアコンと併せて、空気清浄機を学校施設に設置することは、子どもたちの健康的で快適な学習環境の確保のために、有効な手法の一つですが、学校施設へのエアコン設置には、多額の費用が必要となるところです。

現在の国の補助平米単価が、実際に設置する際の費用と乖離しており、厳しい財政状況の中で本市がエアコンを設置するにあたっては、国の交付金を活用したとしても、本市にとって新たな財政負担が生じることが見込まれます。

そのような現状で、エアコンに加えて空気清浄機を併せて設置することは、本市の財政負担がさらに大きくなり、また、限りある国の交付金に対して、今後日本全国から交付申請が寄せられることも想定されることから、現時点では困難であると考えています。

(担当部局：教育総務部 教育総務課)



受理日 30年11月19日